



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 5 1 号 令和 4 年 4 月 2 8 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 7 4	土地改良区の役員の就任について届出があった件	農山漁村振興課
2 7 5	土地改良区の役員の退任について届出があった件	同
2 7 6	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	同
2 7 7	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
2 7 8	土地収用法の規定に基づく事業の認定をした件	用地対策課
2 7 9	建築基準法の規定による道路の位置を指定した件	都市計画課

徳島県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
那賀川土地改良区

二 就任役員

役員名	氏名	住 所
理事	貴田康弘	阿南市上中町南島三八一

徳島県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
監 事	天羽弘志	阿南市見能林町林崎一

徳島県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

海部西土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	居 敷 昇	居 敷 良 展	海部郡海陽町中山字居敷一六
同	同	同	字北地二三二
監 事	前 山 克 次	同	野江字小路六二二
同	同	池 本 繁 夫	同
			中山字チウゲ四二二

徳島県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月二十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
徳島市不動西町 不動土地改良区	令和四年三月十七日

徳島県告示第二百七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 起業者の名称
鳴門市

二 事業の種類
鳴門市新庁舎建設事業

三 起業地

1 収用の部分 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、鳴門市撫養町南浜字東浜地内を起業地とする鳴門市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）である。

したがって、本件事業は、法第三十条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関するものであると認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である鳴門市は、平成三十年四月に学識経験者及び有識者の計八名で構成される「鳴門市新庁舎建設基本計画検討委員会」を立ち上げ、全八回の検討委員会を開催し、「鳴門市新庁舎建設基本計画」を平成三十一年一月に策定した。その後、令和三年二月の鳴門市議会において本件事業の工事請負契約の締結が承認され、令和三年度一般会計予算により既に本件事業に関する財源措置も講じられていることから、起業者である鳴門市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

鳴門市は、計画的な行政運営の総合指針として、平成二十九年三月に「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」を策定し、地方創生に向けた取組とともに、南海トラフ巨大地震への防災対策をはじめとする緊急性、必要性の高い各種の施策及び事業を推進しているところである。

しかし、現在の市役所本館（以下「現本庁舎」という。）は、築五十八年が経過し、老朽化が進むとともに、狭あいであることから、行政機能を現本庁舎のほか五棟の建物に分散配置することを余儀なくされ、来庁者が必要とする行政サービスによつては、庁舎間の移動が必要となり、来庁者に不便を強いている。

また、現本庁舎をはじめ複数の建物は多様な来庁者を迎える公共施設としてのバリアフリー及びユニバーサルデザインが整備されておらず、住民サービスは十分でない状況となっている。

さらに、平成十六年度に実施した現本庁舎の耐震診断の結果では、耐震性能の不足が明らかになり、大規模地震が発生した場合に倒壊する可能性が高く、加えて、津波及び洪水の浸水対策機能が十分ではない。市役所庁舎は、災害対策本部の機能を有し、災害時には防災拠点として機能しつつ、継続して住民サービスを提供すべきであるが、現本庁舎では、災害時の救援活動や復興活動の拠点として機能させることが難しい状況である。

本件事業の実施により、現本庁舎の老朽化、狭あい化、耐震性能及び浸水対策機能の不足等の抜本的な解決が図られ、ユニバーサルデザインを導入して、全ての来庁者にとって利用しやすい快適な庁舎が実現し、地域コミュニティ活動のための市民ギャラリー及びコミュニティスペースを備え、同時に、災害対策本部としての役割を担う機能も有する庁舎となる。あわせて、感染症の流行等を含めた複合災害への危機対応能力の向上等のための東側付属棟の整備及び来庁者用、公用車等の駐車場等の整備を行うものであり、公益に資するところは極めて大きなものがある。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に定める対象事業の要件を満たしていないため実施されていないが、本件事業の施行において規制値を上回る騒音及び振動が予測される工種はないため、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響は極めて小さいものと認められる。

よって、本件事業により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者が行った現地調査及び文献調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による国内希少野生動植物並びに環境省レッドデータブック及び徳島県レッドデータブックにおいて起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）により、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、法的に建築可能な土地であること等を条件として選定した四つの候補地について比較検討が行われており、中心市街地に存する現本庁舎及びその周辺の土地は、行政施設が集約された地域に位置していること、公共交通機関が近隣に存するとともに、災害時の緊急輸送道路にも直結していること、新庁舎の建設が可能な近隣商業地域内の土地であること、住民アンケートの結果、四分の三以上の住民が現本庁舎の敷地での建替えを望んでおり、利便性及び土地利用との整合性に最も優れていること等、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、(一)で述べた「得られる公共の利益」と(二)で述べた「失われる利益」を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、現本庁舎は老朽化も著しく施設規模が狭あいで、耐震性能が不足しており、行政の効率化及び災害対策本部機能の確保が十分でない。本件事業はこのような状況に対処するため、ユニバーサルデザインを導入し、全ての人に優しく快適で、耐震性に優れた庁舎を建設するものであり、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要最小限の面積であるとともに、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足するものと判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鳴門市役所一階特定事業推進課

徳島県告示第二百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定の番号	指定の年月日	位 置	指 定 道 路	
			幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第一千二百四号	令和四年四月二十八日	美馬市脇町字拝原八二八番四及び八二五番一の一部	五・〇〇	一七・五六